



自治体におけるゾーニング等の取組について

2026年4月14日（火）

再エネ地域共生連絡会議 全国会議

環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室



地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」の設定について

(地球温暖化対策推進法)



< 制度 >

- 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・市町村が地域関係者と合意形成を図りながら、自然保護区その他の考慮すべき区域を除外※¹したエリアから再エネを促進する区域 (=「促進区域」)を設定※²。同区域内で、都道府県・市町村の認定を受けて実施される再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）は、環境アセスの配慮書省略や森林法等のワンストップ手続といった各種法令における手続の特例の対象となる。

※¹ 国の基準による除外すべき区域：国立公園特別保護地区、自然環境保全地域、生息地等保護区のうち管理地区 等

都道府県の基準による除外すべき区域の例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、保護林、緑の回廊 等

※² 令和7年4月より、都道府県及び市町村が共同して促進区域を定めることができることとした。（以前は市町村単独での設定のみ）

< 今後の取組 >

- 令和3年度より継続して、自治体による促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組の支援※³を実施。

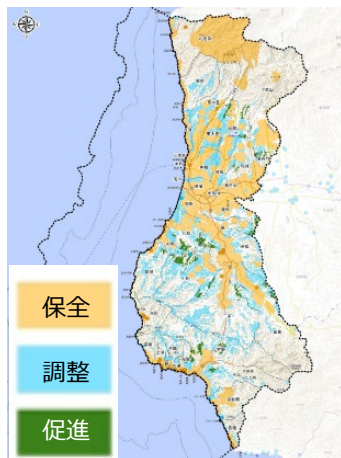
※³ 地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成に係る費用の3/4（上限2,500万円）を補助。令和7年度補正予算でも太陽光発電を含め措置。

- 促進区域の設定※⁴等に向けて、特に陸上風力発電について、資源エネルギー庁と連携して、伴走支援等の実施※⁵や税制措置を講じる。

※⁴ 令和7年12月末現在、全国で70市町村（うち、風力は7）が設定済み。

※⁵ 令和7年7月より、環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室の下に「再生可能エネルギー促進区域推進室」を設置。

- 優良事例の展開やマニュアルへの反映、区域内での事業創出に向けた理解醸成等の支援（次ページ参照）を実施。

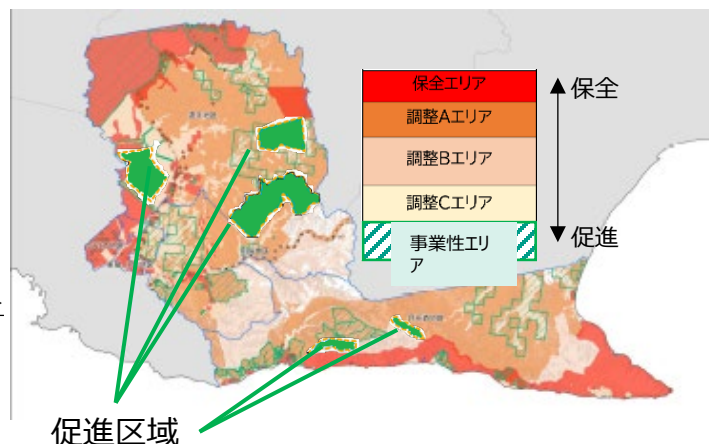


＜陸上風力発電ゾーニングマップ（北海道せたな町）＞

出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングマップ（令和5年2月 せたな町）

太陽光発電ゾーニングマップ（北海道釧路町）▷

出典：令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）完了実績報告書（令和6年3月 釧路町）



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 ③地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

- ◆ 地域共生型の再エネ導入を進めるためには、地域からの側の「先手」を打った対応が必要。
- ◆ 「先手」としては、技術的なマップづくりを伴うゾーニング（補助で支援実施中）と、地域における理解醸成との両面から進める必要がある。
- ◆ 本事業では、後者に関し、住民等の関係者に、地域の自然的社会的状況、再エネ導入ポテンシャル、再エネ導入のメリット等を説明するとともに、再エネの導入がなされる場合にはどのような条件を地域として望むか（地域裨益の取組、促進区域の範囲等）を聴取し、意見交換を行うことを想定（実際の事業内容は、実施市町村の状況・意向を踏まえて設定）。

【事業内容のイメージ（例）】

① 既存の課題

補助金を活用してゾーニングマップを作成し始めたが、促進区域設定に向けた住民対応をどうすればいいのかわからない…

市町村
(ゾーニング補助実施中)

ゾーニングマップが完成し、再エネを積極的に導入できるように促進区域を設定したいが、様々な意見がありなかなか合意形成が進まない…

市町村
(ゾーニング補助完了)

再エネ事業者から引き合いが来ているが、市域全体のゾーニングまでを行う体力は無い。事業者とのやりとりで当たって住民の意見を整理し、今後に備えたい。

市町村
(ゾーニング補助を受けていない)

自分の住む地域に再エネ導入を目指している事業者がいるらしい話を聞いたが、昨今報道されているようなトラブルが起きるのではないか。

地域住民

② 住民との意見交換等を実施 【意見交換会】



フォトモンタージュなどで具体的なイメージを確認しながら議論

市町村
地球温暖化防止活動推進センター
環境省 等

地域の状況、再エネ導入のメリット、促進事業制度の趣旨説明等

地域裨益の取組等
地域住民の意見を聴取

地域裨益をもたらすような再エネ導入であれば、自分たちにとってもメリットとなるかも！

地域住民

③ 住民等から聴取した意見を、各市町村にて「地方公共団体実行計画」に反映(促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等)



実行計画（区域施策編）

その地域での再エネ事業実施の条件

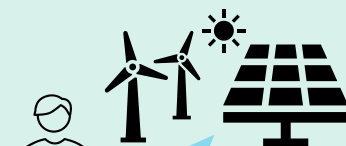
ゾーニングマップ

※マップ作成は、本事業では必須ではない



地域としての再エネに関する意思を地域があらかじめ示し、個別の事業における事業者と住民等の摩擦を未然に防ぐ

④ 地域と共生し、地域の課題解決にも資する地域裨益を実現



地域住民

地域住民の意見を踏まえた再エネ導入



地域内での資金循環

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度予算 630百万円（新規）】
【令和7年度補正予算額 700百万円】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

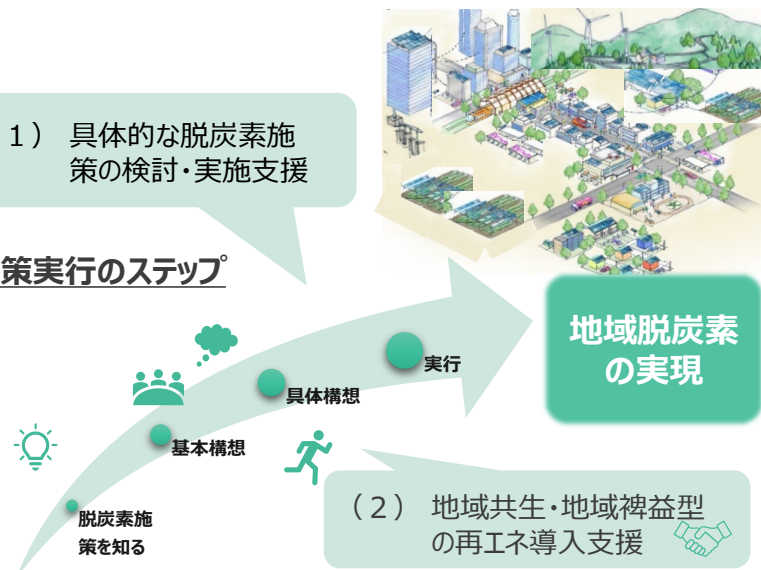
- 事業形態：（1）① （2）間接補助事業（定率、上限設定あり）
補助・委託先：（1）②③ （2）委託事業
（1）④ 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） （2）地方公共団体
（1）②③、（3）民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ



（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携





【令和7年度補正予算額 700百万円】

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき、2050年ネット・ゼロ及び地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成を支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

③ 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相対対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

① 間接補助 1 / 2（原則上限10百万円）※対象施設により上限15百万円

② 間接補助 3 / 4（上限25百万円） ③ 委託事業

■ 補助・委託

① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）

② 地方公共団体 ③ 民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和7年度

4. 事業イメージ

